

使用前検査合格証

原規規発第 2308149 号

関西電力株式会社

執行役社長 森 望 殿

2019年7月9日付け関原発第142号（2019年10月17日付け関原発第309号、2019年11月12日付け関原発第333号、2020年2月27日付け関原発第541号、2020年3月24日付け関原発第624号、2020年12月4日付け関原発第465号、2021年4月22日付け関原発第27号、2021年8月2日付け関原発第297号、2022年3月15日付け関原発第586号、2022年4月15日付け関原発第23号、2022年7月1日付け関原発第215号、2023年5月26日付け関原発第86号、2023年6月21日付け関原発第173号及び2023年7月26日付け関原発第263号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました発電用原子炉施設については、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）附則第7条第1項に基づき、改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第1項の規定に基づく使用前検査を、合格とします。

令和5年8月31日

原子力規制委員：